## 「改正健康増進法」と「やまがた受動喫煙防止宣言」における施設類型ごとの講ずべき対策について

【改正法】					
区分	施設の類型	講ずべき対策			
第一種施設	・学校・病院・児童福 祉施設等、行政機関 ・旅客運送事業自動 車・航空機	・禁煙 (屋外喫煙場所 設置可)			
第二種施設	・第1種施設以外の多数の者が利用する施設 ・旅客運送事業船舶・ 鉄道	・原則屋内禁煙 (屋内の喫煙専用室 設置可) 《経過措置》 (当分の間) 加熱式たばこ専用 喫煙室設置可			
	・客席面積 100 ㎡以下で、個 人又は中小金 業(資本金総 は出資の 5,000 万円以 下)が経営す る 既存飲食店	< 経過措置≫ ・主たる出入口 への標識の掲 示により 喫煙可			

【やまがた受動喫煙防止宣言】				
区分	施設の類型	講ずべき対策 (努力義務)	施設類型の 考え方	
<ul><li>・子どもが主に利用する施設</li><li>・医療機関</li></ul>	・学校(大学等を除く) ・認定こども園、幼稚園、 児童福祉施設病院 ・病院	• 禁煙 (屋外喫煙場所設置不可)	・子ども、患者等が利 用する施設 ・子ども、患者等が利 用する代替のきか ない施設	
・公共性の高い施設	・大学等、官公庁施設	・敷地内禁煙 少なくとも屋内禁煙 (屋外喫煙場所設置可)	・子どもや患者等も利 用する施設 ・公共性が高く、代替 がきかない施設	
· 旅客運送事業自動車	車 (バス、タクシー)・航空機	_	_	
・公共性の高い施設	・社会福祉施設(老人・障がい)、美術館・博物館、図バ美術館・博物館、図バ・ 館、体育館等、駅舎明 ターミナル、金融機関業 便・水道・電気等の誤場場、 (公共的空間のみ)、劇場、 映画館、展示場、集会 公会堂、観覧場、公衆浴場	・敷地内禁煙 少なくとも屋内禁煙 (屋内の喫煙専用室 設置不可)	・子どもや患者等も利用する施設 ・公共性が高く、代替がきかない施設	
・不特定多数の者が 利用する施設	・飲食店、理・美容店、宿泊 施設、販売施設、遊技・娯 楽施設	・屋内禁煙 少なくとも完全分煙(= 喫煙専用室設置) [客席面積 100 ㎡以下等の例外無]  ※直ちに上記対策を実施することが困難な場合は、空間分煙や時間分煙等を含め、各業態の実情に合わせた実効性のある対策を実施する	・子どもを含め不特定 多数の者が利用す る施設 ・利用者の選択がある 程度可能な施設	
・上記以外の多数の 者が利用する施 設	・事業所(職場)等	職場については、喫煙マナー の向上(受動喫煙を受けた者 の割合半減)の目標設定	_	
• 旅客運送事業船舶	· 鉄道	_	_	